

### 3. 防災対策の推進

#### ●地震防災対策用資産の取得に関する特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税  
（地方税）固定資産税

#### 概要

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産の取得をした場合における、①所得税・法人税について特別償却制度（取得価格の100分の20）、②固定資産税の課税標準に関する特例措置（最初の3年間、価格の2/3）を講じている。

#### 要望内容

上記特例措置（所得税、法人税、固定資産税）の対象地域を全国に拡充するとともに、固定資産税の特例措置を2年延長（平成22年4月1日から平成24年3月31日まで）する。

＜内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望＞

# 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置

所得税・法人税・固定資産税  
内閣府・厚労省・国交省共同要望

不特定多数の者が利用する施設・事業等（※1）の管理・運営を行う個人・法人が「地震防災対策用資産」を取得する場合に、所得税・法人税・固定資産税を軽減（現行）  
（平成22年度改正要望）

1年度分の所得税・法人税について、  
特別償却 20%  
（平成23年3月31日まで）

3年度分の固定資産税について、  
課税標準を2/3に軽減  
（平成22年3月31日まで）

2年延長  
を要望  
（固定資産税）

全国に拡充  
を要望  
（所得税、法人税、  
固定資産税）

【対象地域】 東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策が必要な区域として法律上指定されている地域

※1

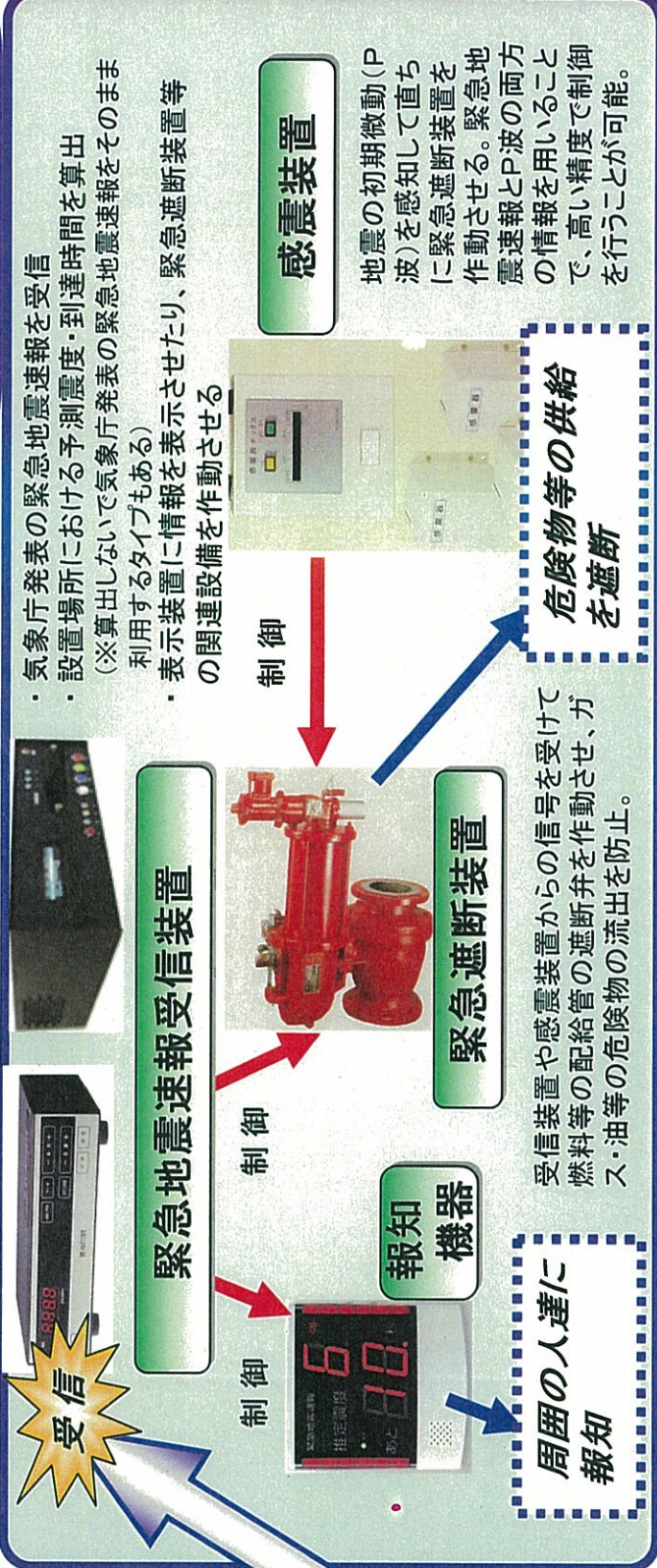
映画館、集会場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、学校、図書館、駐車場、危険物取扱施設、鉄道、社会福祉施設、電気・ガス・水道、従業員1,000人以上の工場等、大規模地震対策措置法施行令第4条各号に掲げる施設・事業

気象庁

対象資産の範囲  
（平成21年4月1日以降）

緊急地震速報  
平成19年10月1日から  
一般向けの緊急地震速報の配信を開始

気象業務  
支援センター  
配信事業者



●事業用建築物に係る耐震改修促進税制〔延長〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税

概要

事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を延長する。

要望内容

上記特例措置を2年延長（平成22年4月1日から平成24年3月31日まで）する。

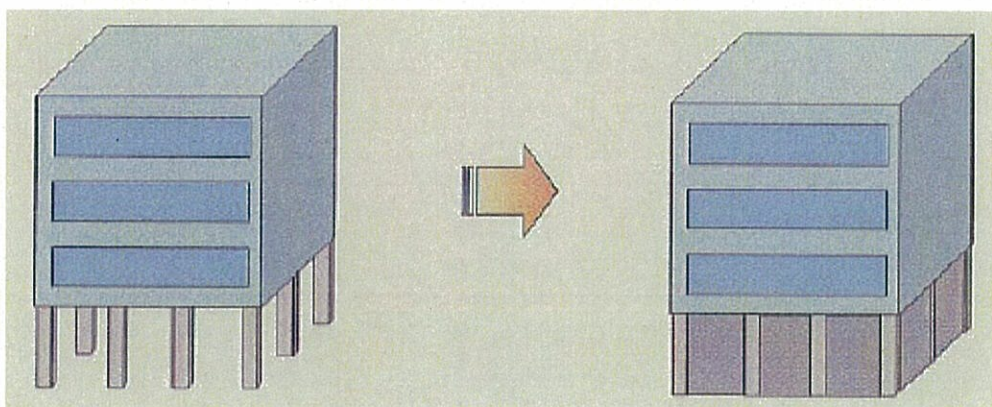
【耐震改修工事の具体例】

【耐震改修前】

1階部分がピロティ

【耐震改修後】

1階外周部に壁を増設



<内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望>

## 事業用建築物に係る耐震改修促進税制

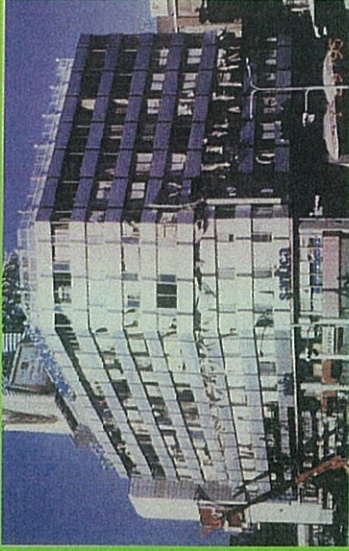
〔 所得税・法人税  
内閣府・厚労省・国交省共同要望 〕

○我が国の既存建築物のうち、現行の耐震基準を満たさない事業用建築物は、約340万棟のうち約4割の約120万棟と推計

○大規模地震の発生が切迫する状況にある中、想定され得る被害を未然に防止するためには、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくことが不可欠

○不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震改修による便益は、利用者をはじめとして社会に広く及ぶものであるが、建築主にとっては経済的負担を伴うものであるため、外部不経済を改善するための公的関与が特に必要

阪神・淡路大震災における被害



耐震改修の事例



### 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長

#### 【2年延長を要望】

特定建築物について、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合、その耐震改修工事費の10%を特別償却

※特定建築物：事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物